みどりの食料システム戦略 関連法案

# 植物防疫法の一部を改正する法律案の概要

#### 背景・趣旨

温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、有害動植物の侵入・まん延リスクが増加。

ミカンコミバエ種群について、近年、九州で多数の飛来が確認 (頭)<sup>250</sup> 150 100 2018年 2019年 ミカンコミバエ種群

旅行客の手荷物を介して持ち込まれる輸入禁止品が増加 30,000 (千人) 120,000 100,000 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 ■禁止品件数

- 化学農薬の使用に伴う環境負荷の低減が国際的に課題。
- 化学農薬に依存した防除により有害動植物の薬剤耐性が発達。 発生の予防も含めた、農薬だけに頼らない総合的な防除への

■鹿児島県島しよ域 ■九州本土

- 移行・普及が急務。 加えて、農林水産物・食品の輸出の促進に伴う輸出検査ニーズ
  - の増大に的確に対応する必要。



(薬剤耐性の例) 2015年頃からリン ゴ黒星病の基幹防除 剤であるDMI剤へ の耐性菌が発生

## 法律案の概要

## 侵入調査事業の実施及び緊急防除の迅速化

- 国内に存在することが確認されていない等の有害動植物の一部を対象に、国内への侵入の状況等を 調査する事業(侵入調査事業)を法に位置付け。当該事業の対象有害動植物の侵入等を認めた者の通 報義務を措置。 【第16条の6・第16条の7・第16条の8】
- 農林水産大臣が、緊急防除の対象となる有害動植物について、防除内容等に係る基準をあらかじめ 作成した場合には、当該有害動植物に対する<u>緊急防除を行う際の告示による事前周知期</u>間(30日間) 【第17条の2】
- 緊急防除のうち告示を省略して実施することができる措置の内容を拡充。

【第18条】

### 2. 発生予防を含めた防除に関する農業者への勧告、命令等の措置の導入

- 指定有害動植物に関し、発生の予防を含めた防除を推進するための基本指針(国)、計画(都道府 県)の制度を創設。加えて、都道府県知事は、<u>当該計画において農業者が遵守すべき事項</u>を定めるこ とができるよう措置。 【第22条の2・第22条の3】
- 都道府県知事は、農業者に対し、①の農業者が遵守すべき事項に即して必要な助言、指導を行うと ともに、それに即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときに勧 告、命令を行うことができるよう措置。 【第24条の2・第24条の3】
- 指定有害動植物の異常発生時に農林水産大臣が防除に関する指示をした場合には、都道府県知事は、 農業者に対し、①の農業者が遵守すべき事項に即した防除が行われず、指定有害動植物の急激なまん 延を防止するために必要があると認めるときに勧告、命令を行うことができるよう措置。

### 植物防疫官の検査等に係る対象及び権限の強化

植物防疫官が行う立入検査、輸出入検疫及び国内検疫並びに緊急防除のために講じる措置の対象に 農機具等の物品を追加することができるよう措置し、出入国旅客の携帯品に対する検査権限を強化。 【第4条等】

### 輸出検疫体制の整備

輸入国が輸出国の植物検疫証明を必要としている植物等の輸出に当たり、農林水産大臣の登録を受 けた者が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができるよう措置。 【第10条~第10条の18】

#### 5. その他

- (1) 有害動植物及び検疫有害動植物の定義を、国際基準と整合的となるよう改正。 【第2条・第5条の2】
- **(2**) 輸出入検疫に関する違反や、法人による違反に対する罰則を強化。
- (3) 法目的に、有害動植物の発生の予防を追加。

【第1条】

- 公聴会の開催によらずに学識経験者等への意見聴取を行えるよう措置。
- 【第5条の2等】

【第39条・第43条】

施行期日:公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日